

様式第6号（第6条関係）

誓約書

宇部市中心市街地における建築促進助成金の交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 宇部市中心市街地における建築促進助成金交付要綱（以下「要綱」）第10条の規程に該当し、助成金の交付決定の取消しを受けた場合には、要綱に基づき所定の助成金返還義務を負うことに異存ありません。
- 2 当該家屋の建設に関し、国や地方公共団体等の補助は受けていません。
- 3 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある個人及び団体ではありません。

令和 年 月 日

宇 部 市 長 様

住 所

氏 名

生年月日

連絡先 TEL